

■地方消費税（県税）

この税は、国の税金である消費税と同様に、国内での販売、サービスの提供及び輸入される貨物に対して課税されるものです。
また、この税金の50%は市町村に交付されます。



納める人

消費税を納める人（資産の譲渡等を行った事業者や輸入品の引取者など）がこの税を納めます。



納める額

消費税額の22/78です。
（消費税が7.8%ですから、消費税率に換算すると2.2%相当となります。）
このため、消費税と地方消費税とを合わせた実質の税負担率は10%となります。）



申告と納税

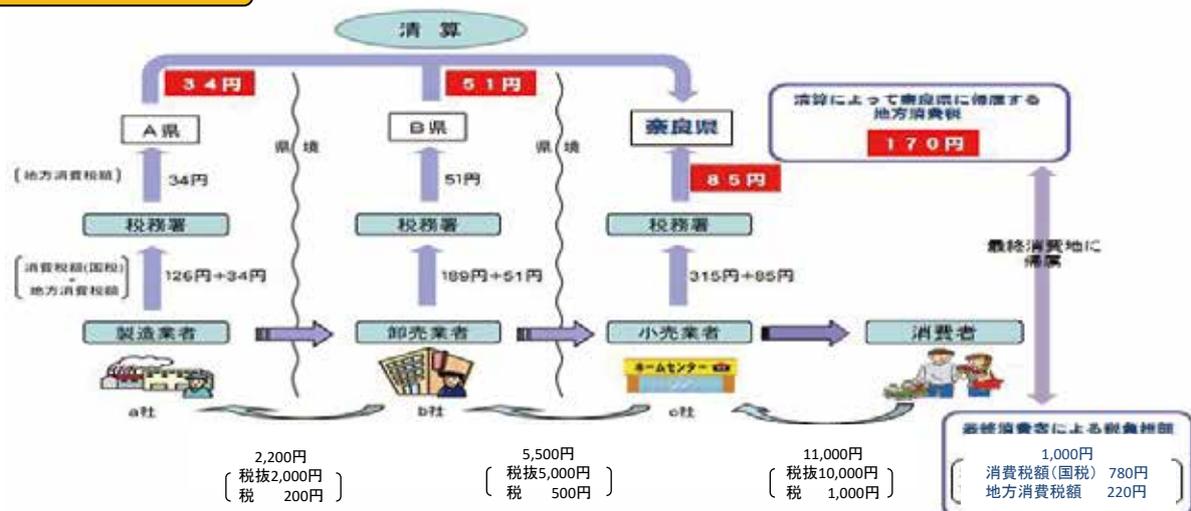
消費税を納める人が消費税と同一の申告書・納付書により、国内取引については税務署に、輸入取引については税関に、消費税と併せて地方消費税を申告し、納税します。
（地方消費税は県税ですが、納める人の事務負担等を考慮して、国税である消費税と併せて納税することとしています。）

◎都道府県間の清算

地方消費税は最終消費者がこれを負担しますが、各流通段階でも事業者の所在地の都道府県で課税されます。流通段階が複数の都道府県にまたがる場合は、最終消費者が負担した地方消費税の一部が最終消費地以外の都道府県に納付されています。

そこで、地方消費税の収入を実質的に最終消費地の都道府県に帰属させるための調整として、都道府県はその地方消費税額に相当する額について、「小売年間販売額」、「サービス業対個人事業収入額」及び「人口」を基準として、都道府県間で清算を行います。

◎地方消費税のしくみ



◎適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

※令和5年10月から、請求書等に「適用税率」、「消費税額」などの記載を必要とするインボイス制度が開始となります。詳しくは国税庁ホームページ「インボイス制度公表サイト」へ

